



郡山市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

平成19年3月30日

郡山市長 原 正 夫

図面対 照番号	編入する字名	左の字に編入される区域	
		旧字名	地番
①	安積町成田字田 向	安積町成田字牛庭	5の1の一部、6の1、7、9、10、 12の1及びこれらの区域に隣接する水 路である公有地の全部
②	安積町成田字田 向	安積町成田字畑形	34の1の一部及び34の5の一部
③	安積町成田字田 向	安積町牛庭一丁目	10の7及び13の3

